SHIEN NEWS

小児科医師中原利郎先生の過労死認定を支援する会ニュース

第12号
2010-07-08

■ 支援する会ニュース編集局 ■
〒104-0061 東京都中央区銀座
4-14-19 第二カタヤマビル3F
銀座内科診療所

2010.7.8 最高裁にて和解成立!!

異例の勧告　支援の力が後押し

医師の過労軽減が国民の健康に不可欠　病院側、労災を真摯に受け止める

七月八日、最高裁第二小法廷古田佑紀裁判長の下で、故中原利郎医師の遺族対同医師勤務先病院の民事訴訟の和解が成立。病院は中原医師の死に対して深く哀悼の意を表し、和解金を支払うこととなった。病院の安全配慮義務違反を認めない東京高裁判決の見直しと撤回を求め、遺族が最高裁に上告受理申立を行ってから一年半。「よりよい日本の医療のために」と異例の和解勧告を行った最高裁の意向に沿い、双方が歩み寄った結果が本日の和解成立である。医師も労働者として守られるべきと実名を明かして司法に訴え、多くの医師、医療関係者、一般の方の賛同を得た遺族の長い闘いは、ここに終了した。

和解は高裁判決を押し返すもの

「支援する会」声明

本日の和解成立にあたり、「支援する会」は遺族の決断を全面的に支持致します。

十一年前、「小児科医は天職」と言い切った中原医師が、過重労働から自死に追い込まれた当初は、労災であることさえ認められませんでした。医師の過重労働は、世間では殆ど認知されていなかったのです。遺族が労災認定を求める訴訟を起こし、当直勤務の実態や、過酷な勤務体制を訴える中で、医師の労働環境の劣悪さは、多くの人の知るところとなりました。

行政訴訟では勝訴しましたが、病院の管理者責任を求める民事訴訟では、地裁、高裁共に敗訴。高裁判決の破棄差し戻しと安全配慮義務違反の認定を求めて、遺族は最高裁に上告受理の申立を行いました。受理されるのはごく稀であると承知した上での申立です。

受理を求めて遺族が全力を尽くした結果、最高裁は異例の和解勧告を行いました。これは「より良い医療を実現する」ために、司法がその良心を発揮したものと考えます。

最高裁の重い扉が開いたのは、三万三千筆を越える署名やメッセージ、ボールペン作戦等でご協力くださった皆様のおかげと心から感謝申し上げます。

一方で、高裁判決の破棄差し戻しに至らなかったのは、私ども「支援する会」の力不足とお詫び致します。

昨年の日本医師会による勤務医の健康調査でも、過労から心身の健康を害する医師が少なくないとの結果が出ております。医師も、病院も、国民によりよい医療を提供するためには、まず医師自身の健康を守ることが大切という共通認識に立つべきです。

中原裁判が終結しても、医師不足、医師の過重労働がただちに解決するわけではありません。長年、医師不足を認めなかった国が、ようやく医師の増員に政策転換したことは、社会的成果の一つと考えますが、一連の運動や裁判の中で問われたことの多くが課題として残されています。

この和解が、日本の医療が変わる初めの一歩となることを願ってやみません。

「支援する会」会長　守月　理

○今後の予定

所期の役割を終えた当会は、十月に総会及びシンポジウムを開催、十一月に最終会報発行、年内に会計処理を終えて解散する予定です。総会詳細は裏面をご参照ください。

労働環境の改善は今後の課題

弁護団声明

現在に至るまで、中原利郎氏が亡くなってから約十一年、遺族の方々が労災保険法による遺族補償給付を申請してから約九年の月日が経過して参りましたが、本日、中原弁護団は、最高裁の和解勧告により、佼成病院に対する損害賠償請求事件について、佼成病院と和解し、これにより、中原利郎氏にかかる法的請求は全て終了することとなりました。

最高裁から、よりよい医療の実現のためには、本件は和解により解決するのが妥当であるという考えが示され、弁護団もそのような最高裁の意向に賛同したこと、そして和解の前提として、病院側が、中原利郎氏の死亡が労災認定された事実を真摯に受け止め、深く哀悼の意を表したこと、弁護団も病院のそのような姿勢を評価したことから、和解に至った次第であります。

川人 博弁護士

本件は和解をもって終了となりましたが、現在も、医師不足や医師の過重労働が社会問題となっております。和解調書の前文にもありますように、医師自身はもちろん、国民の健康と幸福を守るために、日本全体の医師不足の改善や医師の過重労働の改善が必要不可欠であることを、改めて皆さんに理解していただき、よりよい医療の実現に向けて協力していただきたいと思います。

また、長い期間に亘り、労災認定とよりよい医療の実現を目指して精力的に活動してこられた、中原のり子さんをはじめ、ご家族の皆様、本当にお疲れ様でした。そして、中原のり子さんやご家族、我々弁護団の活動を支えてくださった支援の会の皆様、関係者の方々に、深く御礼申し上げます。

和解骨子（詳細はHP参照）

原告は小児科医の過重な勤務条件の改善と、労働基準法等の法規を遵守した職場の確立、医師の心身の健康が守られる保健体制の整備を希求して訴訟を提起したのに対し、相手方病院は、死亡の具体的原因を発見し、防止措置を執ることは容易ではなかったという立場で対応。裁判所は、我が国におけるより良い医療を実現する観点から、双方に和解による解決を勧告した。

当事者双方は、中原医師の勤務状況を改めて確認するとともに、医師不足や医師の過重負担を生じさせないことが国民の健康を守るために不可欠であることを相互に確認し以下の内容で和解し、本件訴訟を終了させる。

1　相手方は、中原医師の死亡が新宿労働基準監督署長により労災認定された事実を真摯に受け止め、同医師の死亡に深く哀悼の意を表する。
2　相手方は、申立人らに対し、本件和解金として、合計金700万円を支払う
3～6　略

Noriko's のり子のメッセージ Message

司法闘争を終えて、未来へ

今年はサッカーのワールドカップイヤーです。サッカーが大好きだった夫・利郎が元気でいたら大躍進の日本チームに惜しみない声援を送り続け、寝不足の日々だったろうと思います。「日韓杯を観なければ死ねない！」と言っていた彼が突然逝ってから十一年経ちました。

亡夫の書き遺した「少子化と経営効率のはざまで」を世に伝えたい一心で活動を始め、労災認定を得るまでに八年かかりました。民事裁判の結果に納得できず、最高裁判所に上告受理申立をしてから約一年半になります。

今年の春になって、最高裁判所から「より良い日本の医療を実現するための和解を考えてみませんか」との勧めを受けた時は驚きました。高裁判決の破棄のための最高裁判所の上告受理こそが私の求めていたものであり、和解をイメージしたことは一度もなかったからです。夫がこの場にいたらどう判断するだろうかと考えました。その結果、夫が最後に書き遺した文書の中で「わが病院」と表現していた佼成病院との裁判を、ここで終結させようと決心しました。

この解決こそ、夫が命をかけて訴えたかった日本の小児医療改善、医療崩壊阻止に繋がると信じるからです。過度な対立は望まないという夫の生き方に添う結論を、皆様にご理解いただけたら幸いです。

裁判所で夫の過重な労働による労災が認められたように、いまの日本のたくさんの医療者は、いつ生命が終わっても不思議ではない「異常な労働環境」下にあります。この働き方は、医療者の生命を危険に晒すと同時に、患者の生命と安全を脅かすものです。全国のどこの病院のどの科の医師が、いまこの瞬間、死の瀬戸際に立つ危機的状況であっても不思議ではありません。病院の経営者、指導の立場の方には、二度と同じ不幸が繰り返されないよう、最大限ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

最高裁判所には、毎月通って、「公正な判決を求める」署名と「高裁判決に異議あり」というメッセージを届けました。裁判を応援していただいた皆様からは約三万三千筆の署名と三五六名の声が寄せられました。申立事件の95%以上が棄却される最高裁判所の段階での異例の和解勧告に至りましたのは、ひとえに多くの方々のご支援のおかげと心より感謝申し上げます。

サッカーの楽しさとワールドカップの醍醐味を教えてくれた夫でした。以前のように家族五人で応援することは叶わなくなりましたが「終了のホイッスルが鳴るまで、諦めずにプレーしよう」という亡夫の言葉が、遺された家族の合言葉のように響き合っています。

私たちの裁判はひとまず終止符を打ちました。これからは、この十一年間出来なかった母への孝行と、小児医療の現場で頑張る娘の生活支援をしながら、改めて「より良い日本の医療を実現するため」に活動しようと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

平成二十二年七月八日
中原 のり子

中原のり子講演のあゆみ
（平成21年2月～22年6月）

・平成二一年二月二一日＝神奈川県医師会勤務医部会
・三月二二日＝山梨民医労女性部講演会
・五月二四日＝岐阜県小児科医会
・六月二七日＝岩手「働く者の健康を考える集い」（岩教組）
・七月一一日＝佐久総合病院労働組合執行委員会
・九月一〇日＝浅尾慶一郎議員勉強会
・十月三日＝庄和中央病院地域医療懇談会
・十月一七日＝丹波医療再生ネットワーク
・十一月一三日＝全国厚生連医療研究会
・十一月二九日＝長野県厚生連婦人部
・十二月五日＝「こころのカフェきょうと」
・十二月一〇日＝鹿児島 自死遺族パネル展
・平成二二年一月二〇日＝「明日の日本の医療を考える」セミナー
・二月三日・一五日＝東京福祉大学
・三月一九日＝小諸厚生総合病院
・五月二三日＝「長野県いのちと健康を守るセンター」総会
・六月二〇日＝「山梨県小児科を守る会」

◎ 総会とシンポジウムのお知らせ

「支援する会」の第五回総会とシンポジウムを左記の要領で開催いたします。

シンポジウムは「中原裁判の意義」をテーマに、阿真京子（『知ろう！小児医療 守ろう！子ども達』の会代表）、川人博（弁護士）、川井猛（ジャーナリスト：司会兼）＝以上敬称略＝他の方々をシンポジストに予定しています。

詳細は後日HPにて発表致します。

日時：十月十六日（土）
午後四時～六時半
会場：銀座ラフィナート七階「月光」

中央区銀座一―二六―一
都営浅草線宝町駅A1番出口から徒歩一分。
有楽町線銀座一丁目駅7番出口、新富町駅2番出口から徒歩三分。
銀座線京橋駅2番出口から徒歩五分。
JR有楽町駅から徒歩十分。
東京駅からタクシー五分。

電話〇三―三五六四―〇八八八

終了後、午後七時～九時懇親会を同七階「日光」で開催いたします。会費は五千円です。

多くの皆さまの参加をお待ちしています。お申し込みは、十月十日までに、「支援する会」宛に、メール・ファックス・はがきでお願いいたします。

宛先はこのページ左の「支援する会・案内」欄に記載しています。

＜支援する会・案内＞

◆問い合せ先：東京都中央区新川1-11-6 中原ビル「中原支援の会」 TEL：090-6133-0090
FAX：03-3552-2888　ﾒｰﾙ：<nth-naka@mth.biglobe.ne.jp>

◆ホームページ：
http://www5f.biglobe.ne.jp/~nakahara/

◆会報ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ： 上記ホームページにPDFファイルを掲載しております

◆メーリングリスト：
参加資格は「支援する会」会員（会費をお支払いいただいた方）限定。
お問い合わせは下記アドレスへ。
kuki@medical.email.ne.jp

◆役員

会　長	守月　理
副会長	藤塚　主夫
事務局長	九鬼　伸夫
会　計	高橋　克典
会計監査	郡司　登
幹　事	川島　道美
	岩岡　秀明
	天野　教之
	杉原　正子
	植木由紀子
	山崎ひろ子
	阿真　京子
	川井　猛
	石井　誠之

支援する会　第６期（H20年９月１日～H21年８月31日）収支報告書

単位・円

収入摘要	入金	支出摘要		出金
前期繰越金	1,027,639			
会費収入	1,457,620	施設利用料	支援する会施設使用料	62,064
利息収入	575	通信費	支援する会報送付切手代金	468,384
		広報費	第9号・10号会報、封筒等印刷代	795,924
		消耗品費	各種資料印刷・ｺﾋﾟｰ代、消耗品費	119,576
		活動費	「いのち守る」ボールペン製作費	265,460
		雑費	会費入金時手数料、交通費他	172,115
		次期繰越金		602,311
	2,485,834			2,485,834

この第6期残高と第7期収入も、今まで通り、会報発行、総会開催、のり子さんの活動費補助等のために有効活用し、ほぼ全額を使い切る予定です（余剰の場合は、過労死弁護団等に寄付予定）。これまでの、皆様からの会費のご支援に、深く感謝申し上げます。　**会計担当役員　高橋 克典**

○「いのち守る」ボールペン作戦報告（H22.6.30現在）
- 入金総額…1,245,240円
- 出金総額…1,236,286円(ボールペン製作費895,840円 印刷費・送料・広報費340,446円)
- 残金…8,954円
- 製作本数…12,400本のうち12,100本を配布、残り300本は総会で配布予定　（担当　植木 由紀子）